二十一、知井宮家具店こと梶谷俊夫に対する件

昭和四十五年（排）第四十四号

排除命令

島根県出雲市知井宮町九五三番地
知井宮家具店こと
梶谷俊夫

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　知井宮家具店こと梶谷俊夫は、昭和四十五年二月七日から約一カ月間を売り出し期間とする家具の取引に関する新聞折込みビラの配布を受けた一般消費者の誤認を排除するために、同人が、右ビラで、「開店記念大特売」および「絶賛の超ワイドバーゲン」と記載し、婚礼四点セット四組について、実際に販売しようとした価格に比較対照して表示した価格は実際に販売しようとした価格を安くみせかけるための架空の価格であった旨をすみやかに広告しなければならない。この広告については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同人は、その販売する商品について、今後、新聞広告、ビラその他これらに類似する物により広告するときは、本件事実と同様の記載をすることにより、当該商品の価格について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般

消費者に誤認される広告をしてはならない。

三　同人は、第一項に基づいてした広告について、遅滞なく、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　知井宮家具店こと梶谷俊夫（以下「知井宮家具店」という。）は、肩書地に主たる事務所を置き、肩書地所在の店舗ならびに島根県出雲市扇町および出雲市新町所在の店舗その他において家具類の小売業を営む事業者である。

二　知井宮家具店は、昭和四十五年二月七日新町店の開店に伴ない同日から約一カ月間を売り出し期間とする同店の家具の販売について、昭和四十五年二月七日以降土曜日ごとに四回にわたりビラ（別添写）計十六万枚を新聞販売店を通じて、読売新聞、毎日新聞、朝日新聞、サンケイ新聞および島根新聞に折込み、出雲市およびその周辺地区におけるこれらの新聞の購読者である一般消費者に配布した。

三　知井宮家具店は、右ビラで、「開店記念大特売」、「絶賛の超ワイドバーゲン」と記載し、婚礼四点セット七組その他の家具の写真を掲げているが、婚礼四点セットのうちの四組について、「高級婚礼四点セットパネ張¥二五五、〇〇〇を¥一九〇、〇〇〇」、「高級婚礼四点セットセン本¥二九〇、〇〇〇を¥二二〇、〇〇〇」、「高級婚礼四点セット桜柾¥三四〇、〇〇〇を¥二六〇、〇〇〇」および「高級婚礼四点セット黒檀¥三二〇、〇〇〇を¥二四三、〇〇〇」と表示している。

四　しかるに、知井宮家具店が、前記ビラにおいて婚礼四点セット四組について、実際に販売しようとする価格に比較対照して表示した価格は、出雲市内の家具類の小売店が、当該商品およびこれと同種の商品を販売する場合の価格に比して、相当高い価格であって、市価を表示したものとは認められず、また、メーカーが推奨した小売価格あるいは、同店において、かつて販売したことのある価格を表示したものでもない。したがって、当該比較対照価格は、同店が、実際に販売しようとする価格を安くみせかけるための架空の価格である。

法令の適用

前記事実によれば、知井宮家具店は、その販売しようとする家具の価格について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしているものであって、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められ、不当景品類及び不当表示防止法第四条第二号の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十五年十一月九日

公正取引委員会

委員長　谷村裕

委員　有賀美智子

委員　高橋勝好

委員　柿沼幸一郎

委員　本橋徳男

別添写略